



### 1.出展申込みの承認

事務局は、出展の内容が春節祭の趣旨にそぐわないと判断した場合は出展を拒否することがあります。また、これにより生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

### 2.出展小間料金の支払い条件

出展申込者は期限までに指定の口座へ振り込むものとします。なお、振込手数料は出展者申込者が負担するものとします。

### 3.出展申込の解約およびキャンセル

出展申込後の取り消し・変更をする際は書面にて事務所に通知の上、下記通り出展申込者は解約金を支払うものとします。また、入金後のキャンセル料は小間代金の100%のお支払いとなります。

### 4.小間位置の決定

小間位置は出展内容、出展規模、申込順等を考慮して事務局が決定します。事務局は小間を再配置する権利を有しており、その際出展申込者は小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

### 5.小間の転貸等の禁止

出展申込者は、自社分の小間を事務局の許可なしに転貸、売買、交換または譲渡することはできないものとします。

### 6.共同出展について

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み、共同出展する社名や出展製品等を申込み時事務局へ通知するものとします。

### 7.設置および撤去

会場での出展物等の搬入・設置は事務局が通知する時間内に行なうものとします。出展者が時刻までに自社の小間を占有しなければ事務局は放棄されたものとみなし、当該場所を事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、出展申込者は解約料およびキャンセル料を支払うものとします。出展物等の搬入・移動・搬出にあたっては、出展申込者は必ず事務局の承認を得た後に行なうものとします。小間内の出展物等は事務局が通達する時間までに撤去されるものとします。その時までに撤去されていなければ、出展申込者の費用負担で事務局より撤去されるものとします。

### 8.展示場の使用

**出展は申込内容以外のものは禁止です。**また、実演や宣伝は小間内のみで行なうようにして下さい。隣接している他の小間の妨害はできないものとします。他の小間から、音、材料、操作方法等による苦情が出た場合は、事務局の判断により小間の変更をする場合があります。その時、出展申込者は指示に従うものとします。また、その変更により生じた費用は出展申込者が全額負担するものとします。上記の制限または撤去の場合、事務局はいかなる理由においても返金・補償等はしないこととします。

### 9.出展物の管理と免責

事務局は出展物の管理・保全について、事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任は負わないものとします。

### 10.損害賠償

出展申込者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または建造物もしくは人身等に対する一切の損害賠償についての責任を負うものとします。また、借用している芝生や床を破損させた場合は、出展申込者の責により原状回復及び損害を賠償していただきます。

### 11.春節祭の中止

天災や人災等の災害や、不可抗力により開催が延期または中止となる場合があります。中止の場合は出展料金は必要経費を差し引いた上で返却します。それ以外の費用や損害等については事務局は責任を負わないものとします。

### 12.規約の遵守

出展申込者、共同出展者および関係者は事務局が定める規約を本契約の一部とし、遵守することに同意します。万が一、規約に違反した場合は出展を拒否することがあります。この時生じた損害等に対しては事務局は一切の責任を負わないものとします。

以上でございます。何かご質問があれば2025大阪春節祭in大阪天保山実行委員会事務局(06-6572-2881)までお願いします。